**新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付に関する**

**返済免除のご案内 【緊急小口資金】**

**住民税が非課税である世帯**は、**手続きを行うことで**、貸付金の返済が免除になる場合があります。

下記の要件に該当し、返済免除を希望する方は、添付の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に、返信用封筒に入れて郵送してください。 ※手続きをしないと返済免除にはなりません。

**１．対象となる資金**

令和３年度または令和４年度の住民税が非課税の世帯は、緊急小口資金と 総合支援資金（初回）が 返済免除 になる場合があります。

**【提出していただくもの】**

|  |
| --- |
| ①**緊急小口資金** の**免除申請書**（様式１－１）　１枚  ②「借受人」と「今の世帯主」の**非課税証明書　　１枚ずつ**（借受人が今の世帯主の場合は１枚で可）  ③今の世帯全員が記載されている**住民票**（世帯主の氏名・続柄の記載があり、発行から３か月以内のもの）１枚  　 ※①～③コピー不可 |

※総合支援資金（初回）も借りている場合は、返信用封筒１枚に、緊急小口分と総合支援資金分を同封していただいても構いません。その場合は、上記①～③と、別にお送りする「総合支援資金の免除申請書」を同封してください。

※緊急小口資金分と総合支援資金分を別々に郵送する場合は、②と③をそれぞれ１部コピーして、片方には原本を、もう１通にはコピーを同封して郵送してください。

**・緊急小口資金**

**・総合支援資金（初回）**

・総合支援資金（延長）

・総合支援資金（再貸付）

＜資金種類とは？＞

**資金種類は、全部で右の４種類あります**

※**今回は、緊急小口資金 と 総合支援資金（初回）のみが 免除申請の対象**です。

総合支援資金（延長）の免除のご案内は令和５年６月ごろ、

総合支援資金（再貸付）の免除のご案内は令和６年６月ごろにお知らせします。

**２．返済免除の条件、提出する書類など**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **返済免除の条件** | **提出していただく書類（①～③すべて必要）** | **免除対象となる**  **資金** | **返済免除**  **対象金額** |
| 借受人と世帯主の  **令和３年度または令和４年度の住民税が均等割・所得割 どちらも非課税(０円)**の方 | ①　**免除申請書**（様式１－１）  ②　いまの世帯全員が記載されていて、３か月以内に発行された**住民票**(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)  ③　借受人と世帯主の同年度の**住民税非課税証明書**  　※①～③コピー不可 | **・緊急小口資金**  **・総合支援資金**  **(初回)** | **未返済額の全額**  ※すでに返済した金額は、免除になりません |

① 免除申請書（様式1-1）の太枠内に、☑と記入をしてください。

② 住民税の課税・非課税は、お住まいの市役所、区役所、町役場で以下の書類を取得して確認できます。

令和3年度：令和3年6月ごろから発行される課税証明書（または非課税証明書）

令和４年度：令和4年6月ごろから発行される課税証明書（または非課税証明書）

③ 確定申告や年末調整をしていないと、課税証明書や非課税証明書が発行されない場合があります。

その場合は、お住まいの市区町の税務課等にお問い合わせください。

④ 令和３年度または令和４年度の**「県民税・市民税」両方とも「均等割・所得割 どちらも０円」の方**が対象となります。

⑤ 「借受人と世帯主の２人とも非課税」が条件なので、以下の場合などは、免除になりません。

　　　例）

**免除になりません**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和3年度の住民税 | 令和4年度の住民税 |
| ・借受人⇒非課税  ・世帯主⇒**課税** | ・借受人⇒**課税**  ・世帯主⇒非課税 |

**３．書類の送付先と送付期限**

|  |  |
| --- | --- |
| 送付先 | 同封の返信用封筒に入れて郵送してください。（切手不要） |
| 送付期限 | **令和４年９月30日　必着**  ※申請が遅れると、返済開始になる場合がありますのでご注意ください。  また、すでに返済された金額は、免除の対象になりません。 |

※免除決定の可否、返済開始のご案内は、令和４年11月下旬ころに郵送でお知らせする予定です。

**４．その他**

* 免除申請書に記載のある「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、

全国に設置されています。

働きたくても働けない、住む所がない、など、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口に

ご相談ください。

（自立相談支援機関　相談窓口一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>

**５．お問い合わせ先**

|  |  |
| --- | --- |
| 返済免除の要件など、全般的な問い合わせ | 申請手続きに関する問い合わせ |
| 厚生労働省のコールセンター  電話：0120-46-1999  （フリーダイヤル）  受付時間：9時～17時（平日） | 静岡県　特例貸付専用コールセンター  電話：０５４－２９１－５０１２  ０５４－２７０－３６３８  受付時間：9:15～12:00、  13:00～16:30 （平日） |